

事 務 連 絡

令和2年8月25日

本庁各課（室）長
各 出 先 機 関 の 長 様

防災危機管理課長

新型コロナウイルス感染症対策に係る9月1日以降の催物の開催制限等について

このことについて、大規模なイベントを開催することに伴い、感染リスクが拡大することを踏まえ、現状の感染状況等に鑑み、令和2年7月23日付け国の事務連絡により通知のあったイベント開催における現在の制限を9月末まで継続する旨、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から通知がありました。

については、イベントを開催する施設管理者及び関係団体等に対して適切に対応いただくよう周知をお願いします。

また、全国的な人の移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定される場合は、開催要件等について事前に相談くださいますよう、再度周知してください。

〈添付資料〉

○ 「9月1日以降における催物の開催制限等について（令和2年8月24日付事務連絡）」

担 当 吉 山
内 線 2 4 9 3